

## 第九管区海上保安本部公示第44号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年8月10日

第九管区海上保安本部長

三益 晃（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 富山県高岡土木センター

住 所 富山県高岡市赤祖父211

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 伏木富山港新湊漁港区及び外港（下図に示すとおり）

期 間 令和8年8月17日から令和8年10月30日 までのうち7日間

3 水路測量の実施方法

RTK-VRSにより測位し、マルチビーム音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

